

令和5年1月10日公告

西住之江住宅(1~10号館)各戸分電盤改修工事
鶴見第2住宅(1~6号館)各戸分電盤改修工事
放出西住宅(1~8号館)各戸分電盤改修工事

設計書の一部に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
特記仕様書	<p style="text-align: center;">特記仕様書</p> <p>◎ 現場代理人の配置について</p> <p>(1) 本工事契約において、工事請負契約書第11条における現場代理人については、直接的な雇用関係にある自社員であり、他の工事の現場代理人及び主任技術者等として従事していないこと（関連工事における随意契約を除く）。 また、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないこと。</p> <p>(2) 上記を確認するため、現場代理人届書に、現場代理人が請負者に所属することを証する書面の届出書を添付し提出すること。</p> <p>(3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加停止措置等の処置を行うものとする。</p> <p>◎ 主任技術者・監理技術者・専門技術者の配置について</p> <p>本工事契約において、工事請負契約書第11条における主任技術者・監理技術者・専門技術者については、請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)となる場合は、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないこと。</p> <p>◎ 工事の下請負について</p> <p>本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。</p>	<p style="text-align: center;">特記仕様書</p> <p>◎ 現場代理人の配置について</p> <p>(1) 本工事契約において、工事請負契約書第11条における現場代理人については、直接的な雇用関係にある自社員であり、他の工事の現場代理人及び主任技術者等として従事していないこと（関連工事における随意契約を除く）。 また、営業所に置かれる経営業務の管理責任者、営業所に置く専任の技術者でないこと。</p> <p>(2) 上記を確認するため、現場代理人届書に、現場代理人が請負者に所属することを証する書面の届出書を添付し提出すること。</p> <p>(3) 雇用が確認できない場合及び疑義がある場合は、契約解除、入札参加停止措置等の処置を行うものとする。</p> <p>◎ 工事の下請負について</p> <p>本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請負人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中でないこと。</p>